

# 財産管理業務等の推進のための一般社団法人の

## 設立と入会のご案内

一般社団法人 日本財産管理協会

### はじめに

このたび、私たちは、平成14年(2002年)の司法書士法改正により、業務範囲として明文で法定(司法書士法第29条第1項第一号、同法施行規則第31条第一号)された、「他人の事業の経営」並びに「財産管理・処分業務」(以下、これらを総称して「財産管理業務等」という。)についての業務の知識・技能を蓄積し、研鑽の機会を提供することにより、財産管理業務等を積極的に行う司法書士を増やし、同時に、同業務が司法書士業務であることを広く社会に周知せしめることにより、司法書士業務としての財産管理業務等の普及促進を図るべく、広く全国の司法書士会員に展開することを目的として、「一般社団法人 日本財産管理協会」を設立いたしました。

### 財産管理業務等の法定化

平成14年の司法書士法改正時に、規制緩和の一環として専門士業にも法人の設立を認めるようになったことを契機として、これまで司法書士が携わってきたところの相続・遺言執行関連業務や成年後見業務に伴う財産管理業務のみならず企業や個人事業者の法務顧問業務、事業再生・事業の整理等に伴う事業譲渡、不動産の任意売却等の業務に関しても、司法書士が附帯業務として行なえることを明文化したものです。

これらは、それまでは業務としては明文で法定されておりましたが、司法書士が個人として行なってきたところのものであることを前提にして、法29条で「法令等に基づきすべての司法書士が行なうことができるものとして法務省令で定める業務」を、規則31条で具体的に定めたものです。したがって、これらの財産管理業務等は、司法書士法人固有の業務などではなく、司法書士個人が当然に附帯業務として行なえる業務であることができます。さらには、法定化により弁護士法72条の適用が除外されることとなりました。

### 財産管理業務の専門家を養成「財産管理マスター」資格認定

少子高齢社会を迎え、遺言・相続等に関する財産の承継・管理・処分等の法的事務処理の需要が多く発生しています。

また、現時の経済不況下において、中小企業の事業譲渡や債務整理に起因する担保付不動産の任意売却手続については一部の不動産業者や法的資格のないコンサルタント等が不透明な方法で処理しているのが現状です。

しかしながら、本来この財産管理業務は、法律家がしっかりと関与して適切かつ公正な手続をもって処理すべき業務でありますが、弁護士をはじめ司法書士もそれらのノウハウをもった人は極々僅かでありません。

現状では、旧来の登記業務を中心に事務所業務を行っている司法書士が多い中で、今後

の弁護士人口の増加や、隣接士業の登記関連業務への参入に対処し、司法書士がその専門性や独自性を発揮し、他の専門職に対する優位性ある分野を確保するためには、新分野の業務を推進して、それを組織的に展開していく必要があると考えます。

そこで、財産管理業務等を専門的に担える専門家を養成するために、一定の知識・技能・倫理等の研修を実施し、それを修了した者に対して、専門能力の認定をし、資格認定（財産管理マスター）を付与するための組織として一般社団法人を設立いたしました。

財産管理業務分野における専門的知識と実務経験を蓄積し、修練し、次世代にも提供し、専門家を養成していくことにより、多くの司法書士が財産管理業務等に取り組むことで市民生活の中の信頼される法律家として、今後、安定した地位を築くことに寄与できるものと考えております。

つきましては、当法人の設立趣旨にご賛同いただき、当協会に入会いただきますようお願い申し上げます。

協会員に対しましては、ホームページ等を利用して、研修情報をはじめ財産管理業務に関する情報を提供させていただきます。また、協会員になりますと、メールグループ「業務談話室」に入室できるほか、認定研修を受講したうえで資格認定（財産管理マスター）を得られるほか、業務用ソフトの会員優待購入などの特典があります。

## 入会について

入会手続きにつきましては、ホームページ上から入会申込書を印刷し、協会事務局宛郵送またはファックスによりお申し込みください。

入会金及び会費は以下のとおりです。

入会金 金10,000円

会費 一事業年度あたり金6,000円(1か月500円)

但し、資格認定（財産管理マスター）を受けた会員（認定会員）は  
金12,000円(1か月1,000円)

入会申込みをいただいた方は、理事会承認後、納入のご案内をさせていただきます。

なお、協会ホームページ上で今後の研修情報等のご案内をさせていただくほか、認定会員名簿の公開をしております。また、市民からの依頼に基づき認定司法書士の紹介をさせていただきます。

協会員には、メールグループ『日財協業務談話室』を利用していただけのほか、ホームページ上で、一般の司法書士に先だって、研修案内、受講申込受付等もさせていただく予定です。

協会ホームページのURLは

<http://www.nichizaikyo.jp/> です。

協会事務局 〒220-0011 横浜市西区高島二丁目5番4号  
フレンドシップビル2階  
TEL 045-451-5511 FAX 045-461-2554  
Email jimukyoku@nichizaikyo.jp  
URL <http://www.nichizaikyo.jp/>  
事務局担当理事：鯨井康夫（神奈川県会）